コンソーシアム協定書例示（作成時は削除してください）

令和　　年度先端ドローンソリューション社会実装支援補助金コンソーシアム協定書

（目的）

第１条　この協定は，先端ドローンソリューション社会実装支援事業（以下「本事業」という。）を遂行するため，実施主体となるコンソーシアムの構成員が連携して効果的に取り組むことを目的として締結するものとする。

（名称）

第２条　この協定書に基づくコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）は，　　と称する。

（代表者及び構成員）

第３条　本コンソーシアムは，以下の企業等により構成するものとし，　　を代表者とする。

　(1) 代表者

　所在地

　　　所属

　　　代表者氏名

　(2) 構成員

　所在地

　　　所属

　　　代表者氏名

（代表者の権限）

第４条　本コンソーシアムの代表者は，本事業の履行に関し，本コンソーシアムを代表して長崎県等と折衝する権限，自己の名義を持って補助金の申請，請求，受領等に関する事務や経理，本コンソーシアムに属する物品を管理する権限等を有する。

（構成員の責任）

第５条　本コンソーシアムは，各構成員が実施する役割，内容を予め明確にした上で，本事業を遂行するものとし，遂行に関して連帯して責任を負うものとする。

（秘密情報）

第６条　本コンソーシアムは，秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって保持し，これを第三者に開示，漏洩せず，または本事業の目的以外に流用しないものとする。

（取引金融機関）

第７条　本コンソーシアムの取引金融機関は，　　銀行　　支店とし，代表者の名義によりもうけられた預金口座によって取引を行うものとする。

（解散の時期）

第８条　本コンソーシアムは，本事業の不採択通知を受けた場合は，同日をもって解散するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第９条　本コンソーシアムが解散した後においても，当該業務につき，瑕疵があったときは，各構成員は第５条によりその責に任ずるものとする。

（協定書に定めの無い事項）

第10条　この協定書に定めの無い事項については，各構成員の協議によって定める。

上記のとおり協定を締結したので，その証拠として本協定書　　通を作成し，各通に構成員が記名押印し，各自１通を保有するものとする。なお，１通は長崎県へ提出するものとする。

　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

 構成員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名